

第4次

八雲町障害者計画

《令和3年度～令和8年度》



令和3年3月
八雲町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の根拠と位置付け	1
3 計画期間	2
4 計画の対象者	2
5 北海道障がい者基本計画における圏域設定	2
6 計画の策定体制	3
7 障がいをめぐる制度改正等の状況	4
第2章 障がい者の状況	5
1 障がい者等の現状	5
2 手当等の受給者数	14
3 障がい者を取り巻く環境	15
4 第3次八雲町障害者計画期間における社会資源等整備状況	18
5 アンケート調査結果	19
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	25
2 基本目標	26
3 施策の体系	27
第4章 施策の展開	28
1 地域における生活支援の充実	28
2 自立と社会参加の促進	34
3 共に支え合うまちづくりへの支援	41
第5章 計画の推進に向けて	45
参考資料	46
1 計画策定経過	46
2 八雲町地域自立支援協議会委員名簿	46
3 八雲町地域自立支援協議会設置要綱	47

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

八雲町では、障がいのある方もない方も、すべての町民が平等に生活する社会の実現を目指す事を目的に「差別や偏見がなくだれもが平等に共に生きるまち」「安全に安心して暮らせるバリアフリーのまち」「社会の一員として自立し成長できるまち」を基本理念として、平成27年3月に「第3次八雲町障害者計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

国では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月から施行されているほか、平成30年4月には障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われ、新たな障害福祉サービスの創設や障がい児に向けたサービス提供体制の充実が進められてきました。

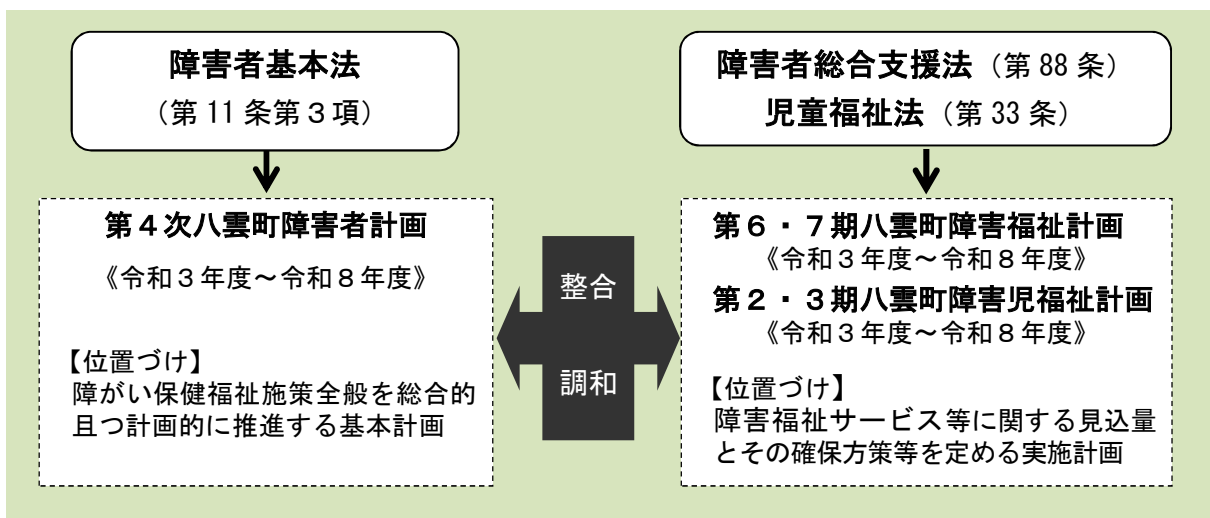
これらを踏まえ「第3次八雲町障害者計画」が令和2年度末で計画期間を終了することから、国による障がい者制度改革の動きを反映し、個別施策の見直しを含めた「第4次八雲町障害者計画」を策定します。

2 計画の根拠と位置付け

「第4次八雲町障害者計画」は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」として、国の「第3次障害者基本計画」北海道の「第2期北海道障がい者基本計画」等の内容を十分に踏まえつつ、保健福祉分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定します。

本計画は障がい者及び障がい児を対象とした、各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定める「八雲町障害福祉計画・八雲町障害児福祉計画」の基本計画の性格を有するものです。

■ 「障害者計画」と「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の関係



3 計画期間

「第4次八雲町障害者計画」の計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間です。ただし、計画期間中において法制度の改正やその他社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

■障害関連計画の計画期間

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
障害者計画	第3次八雲町障害者計画 (平成27年度～令和2年度)						第4次八雲町障害者計画 (令和3年度～令和8年度)					
障害福祉計画	第4期八雲町 障害福祉計画		第5期八雲町 障害福祉計画			第6期八雲町 障害福祉計画		第7期八雲町 障害福祉計画				
障害児福祉計画				第1期八雲町 障害児福祉計画		第2期八雲町 障害児福祉計画		第3期八雲町 障害児福祉計画				

4 計画の対象者

障がい者とは、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

本計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持方ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある方、高次脳機能障がいのある方や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、障がいにより日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人とします。

5 北海道障がい者基本計画における圏域設定

保健・福祉サービスには、居宅介護（ホームヘルプサービス）など市町村の区域で身近に利用されるものと、施設サービスなど複数の市町村にわたって広域的に利用されるもの、さらに、より高度・専門的なサービスなど全道的に利用されるものがあります。

保健・福祉サービスの提供体制は、これら3つの圏域（市町村圏域、広域圏域、全道域）の機能分担のもとで、重層的なネットワークを構築することが必要です。

道では、このうち、広域的に利用されるサービスの提供体制を整備するため、複数の市町村からなる圏域を「障がい保健福祉圏域」として設定しています。

なお、この圏域は、新・北海道保健医療福祉計画における第二次保健医療福祉圏域と同様、本道を21に区分しています。

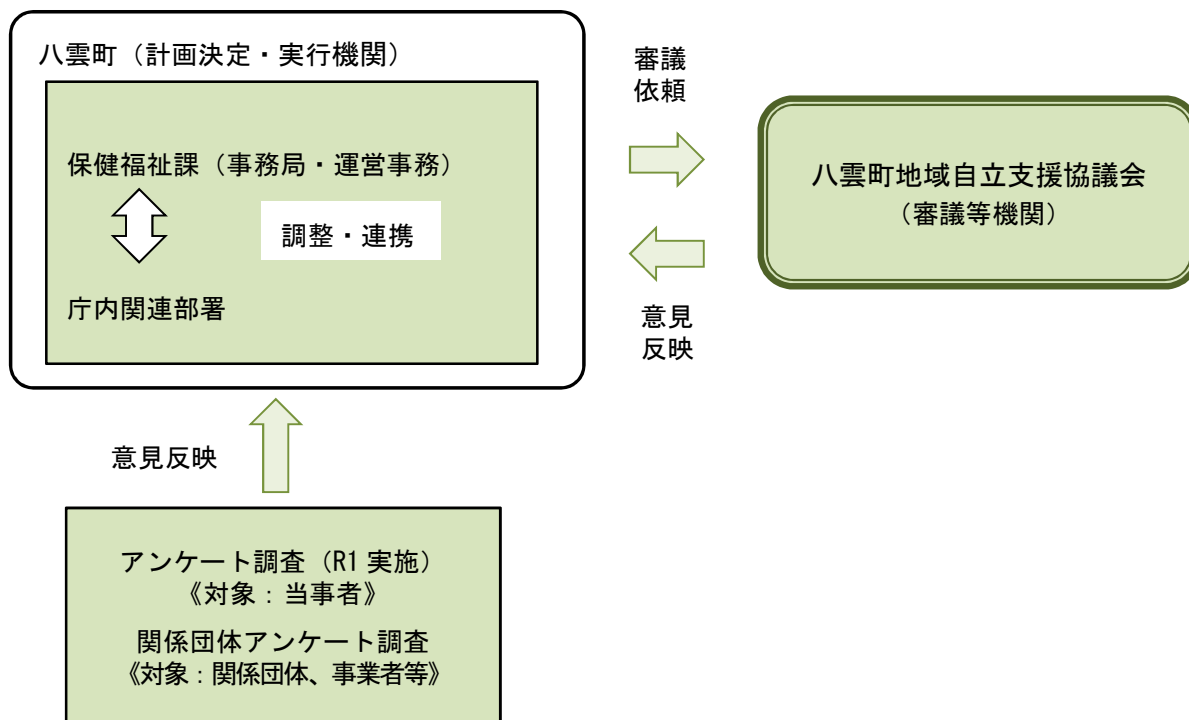
八雲町は、今金町、せたな町、長万部町との4町からなる「北渡島檜山障がい保健福祉圏域」に位置付けられています。

6 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、地域福祉の担当部門である八雲町保健福祉課を中心として計画の評価及び見直しを行うとともに「八雲町地域自立支援協議会」により計画の審議を行います。

また、町民の意見を計画に反映させるため、障害者手帳所持者、障害福祉サービス事業者等を対象としてアンケート調査を行います。

■計画策定体制のイメージ



7 障がいをめぐる制度改革等の状況

国においては、国連で採択された「障害者権利条約」に署名したことから、その条約締結に向け、障害者基本法の改正（平成23年8月）、障害者総合支援法の成立（平成24年6月）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）など、障がい者のための様々な制度改革が行われました。

これら国内法の整備の充実がなされたことから、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准し、以降は具体的に、障がい者の権利を保障する取組やサービスの拡充が進められてきました。

■近年の法改正の主な流れ

- 障害者権利条約の批准（平成26年1月批准）
- 障害者総合支援法の施行（平成26年4月全面施行）
 - ・ 応能負担の明確化
 - ・ 障がい者の定義及び障害支援区分の見直し
 - ・ 相談支援の充実
 - ・ 障がい児支援強化など
- 難病患者に対する医療等に関する法律（難病法）の施行（平成27年1月施行）
 - ・ 指定難病に対する医療費の助成
 - ・ 難病の医療に関する調査及び研究の推進
- 障害者差別解消法の施行（平成28年4月施行）
 - ・ 障がいを理由とする差別的取扱いの禁止
 - ・ 合理的配慮の提供
- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年8月施行）
 - ・ 発達障害者支援地域協議会の設置
 - ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月施行）
 - ・ 自立生活援助の創設
 - ・ 就労定着支援の創設
 - ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
 - ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
 - ・ 医療的ケアを要する障がい児に対する支援（平成28年6月施行）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年4月1日施行）
 - ・ 障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設
 - ・ 障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主を認定
 - ・ 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化

第2章 障がい者の状況

1 障がい者等の現状

(1) 障害者手帳所持者数の状況

① 障害者手帳所持者数の推移

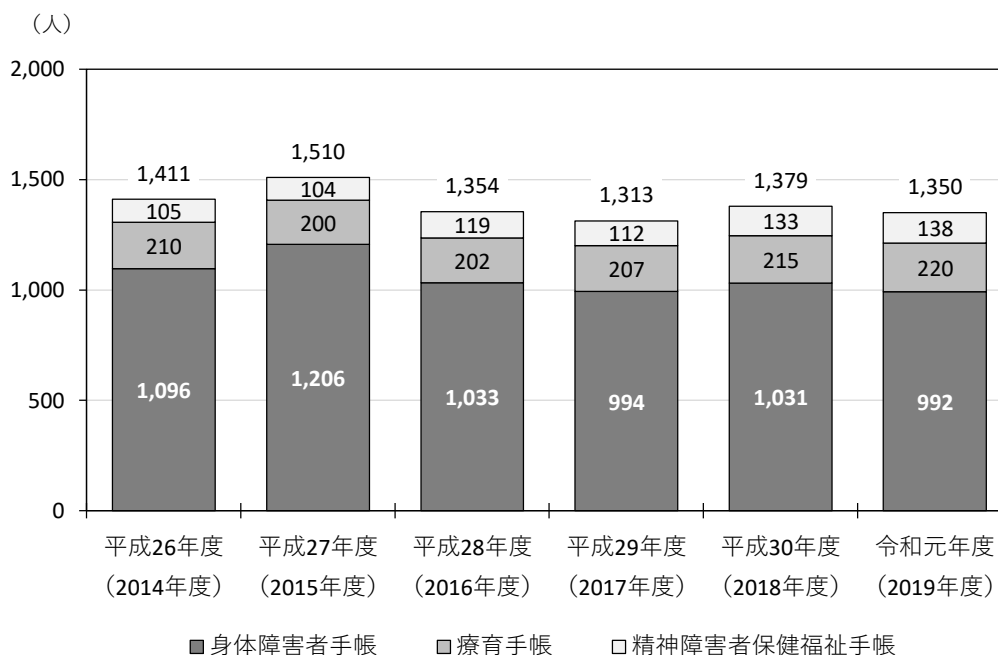
障害者手帳所持者数は、平成28年度の1,354人からおおむね横ばいに推移しており、令和元年度末は1,350人の状況です。

手帳の種類別に推移をみると、身体障害者手帳所持者数は年度によって増減がありますが、令和元年度は992人となっています。療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は年度によって増減はあるものの、平成26年度からは増加傾向がみられます。

■ 障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
身体障害者手帳	1,096	1,206	1,033	994	1,031	992
療育手帳	210	200	202	207	215	220
精神障害者保健福祉手帳	105	104	119	112	133	138
合 計	1,411	1,510	1,354	1,313	1,379	1,350

[出典]八雲町保健福祉課（各年度末現在）



②年齢階級別の状況

年齢階級別に障害者手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者は65歳以上が786人で全体の79.2%を占めており、18歳～64歳は194人（19.6%）となっています。

療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は18歳～64歳が最も多く、共に約70%となっています。

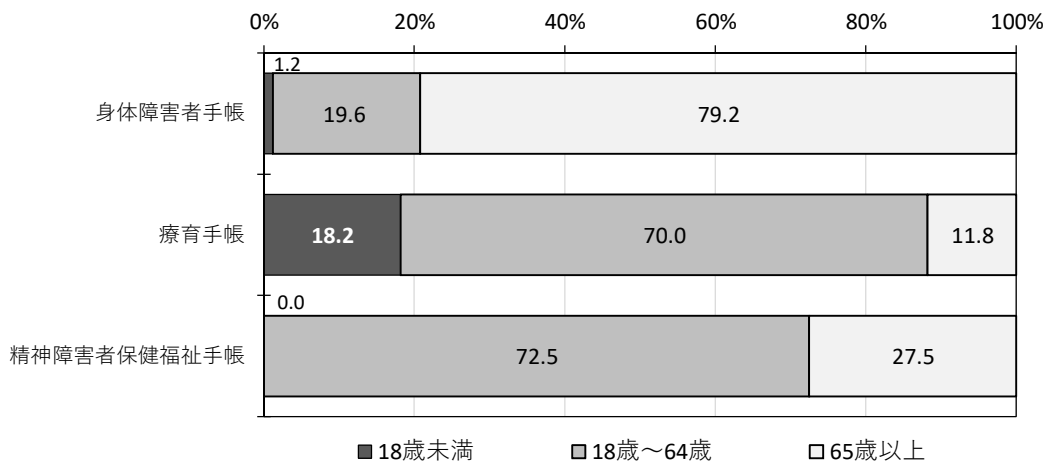
また、療育手帳所持者は他の障害者手帳所持者よりも18歳未満の方が多く、療育手帳所持者の18.2%の状況です。

■年齢階級別の人数と割合

区 分	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	所持者数 (人)	割合 (%)	所持者数 (人)	割合 (%)	所持者数 (人)	割合 (%)
18歳未満	12	1.2	40	18.2	0	0.0
18歳～64歳	194	19.6	154	70.0	100	72.5
65歳以上	786	79.2	26	11.8	38	27.5
合 計	992	100.0	220	100.0	138	100.0

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年3月末現在）

■年齢階級別手帳所持者数の割合



(2) 身体障がい者の状況

①障がい部位別の推移

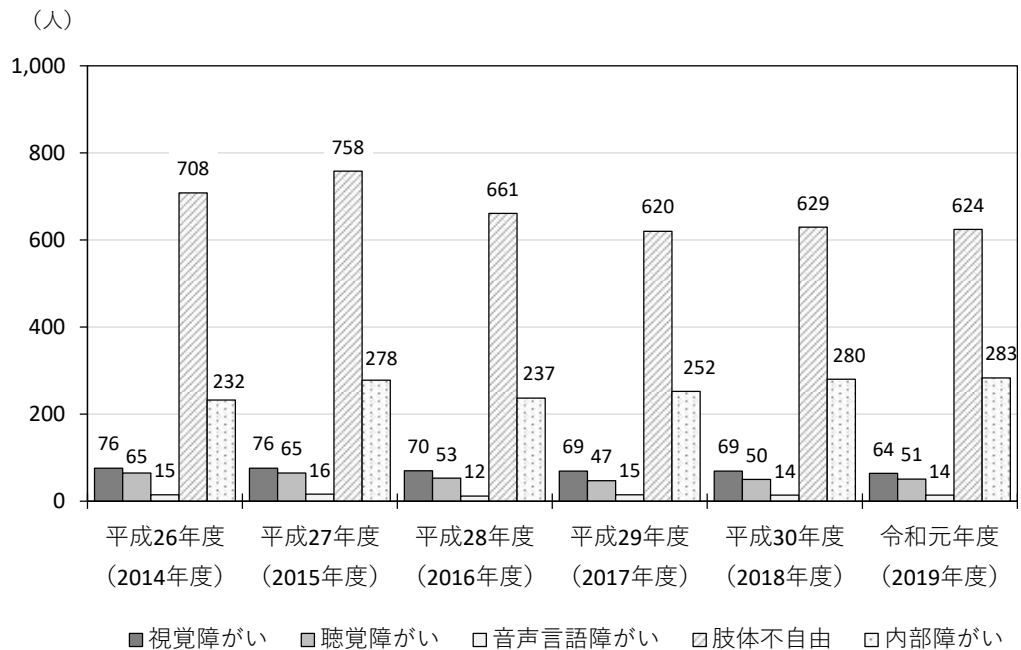
身体障害者手帳所持者を障がい部位別で見ると「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」が続いている状況です。

経年の推移をみると「内部障がい」に平成29年度から増加傾向がみられますが、他の部位はおおむね横ばいに推移しています。

■身体障害者手帳所持者（障がい部位別）の推移（単位：人）

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
視覚障がい	76	88	70	69	69	64
聴覚障がい	65	66	53	47	50	51
音声言語障がい	15	16	12	15	14	14
肢体不自由	708	758	661	620	629	624
内部障がい	232	278	237	252	280	283

[出典]八雲町保健福祉課（各年度末現在、障がい部位は重複あり）



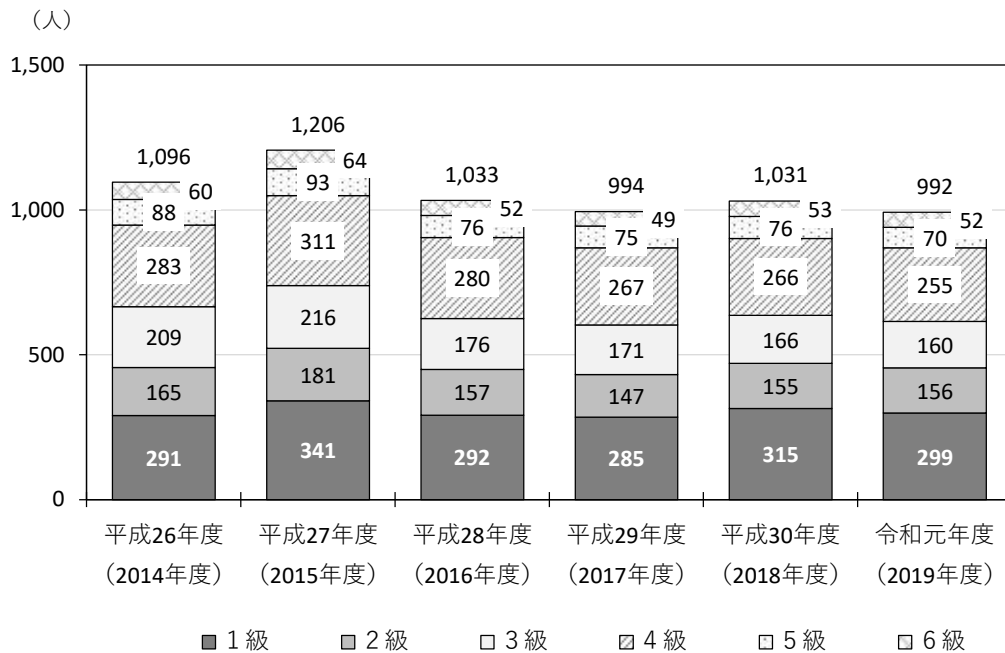
②等級別の推移

身体障害者手帳所持者を等級別で見ると「1級」が約3割で最も多く、次いで「4級」が続いている状況です。

■身体障害者手帳所持者（等級別）の推移（単位：人）

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1 級	291	341	292	285	315	299
2 級	165	181	157	147	155	156
3 級	209	216	176	171	166	160
4 級	283	311	280	267	266	255
5 級	88	93	76	75	76	70
6 級	60	64	52	49	53	52
合 計	1,096	1,206	1,033	994	1,031	992

[出典]八雲町保健福祉課（各年度末現在）



(3) 知的障がい者の状況

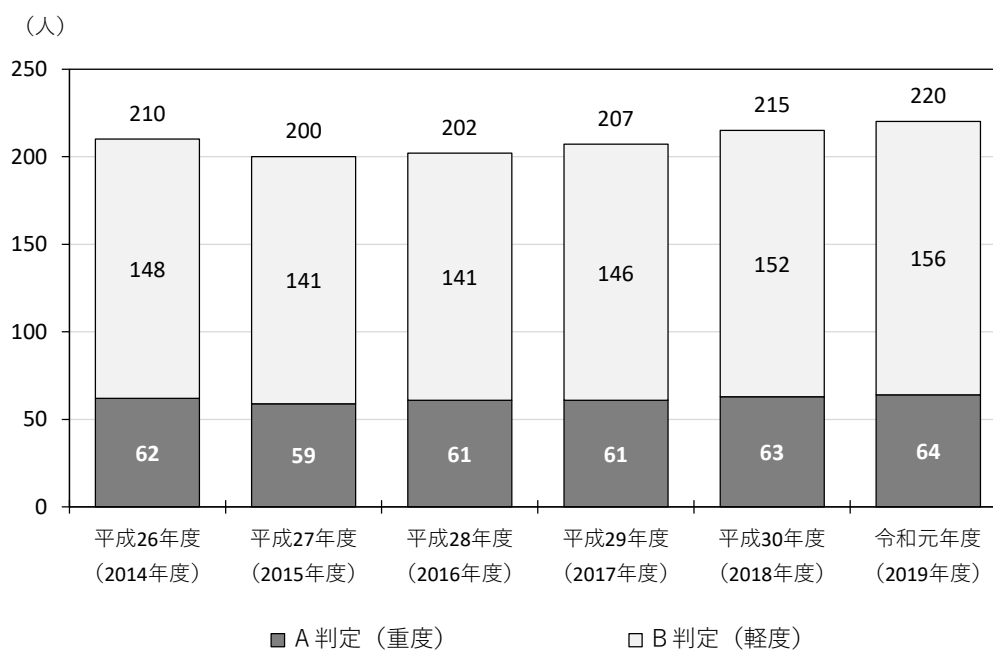
療育手帳所持者を程度別で見ると、A判定（重度）が全体の約3割、B判定（軽度）が約7割の状況です。

経年の推移をみると、平成27年度から療育手帳所持者数には増加傾向がみられ、A判定（重度）、B判定（軽度）共に増加しています。

■療育手帳所持者（程度別）の推移（単位：人）

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
A判定（重度）	62	59	61	61	63	64
B判定（軽度）	148	141	141	146	152	156
合 計	210	200	202	207	215	220

[出典]八雲町保健福祉課（各年度末現在）



(4) 精神障がい者の状況

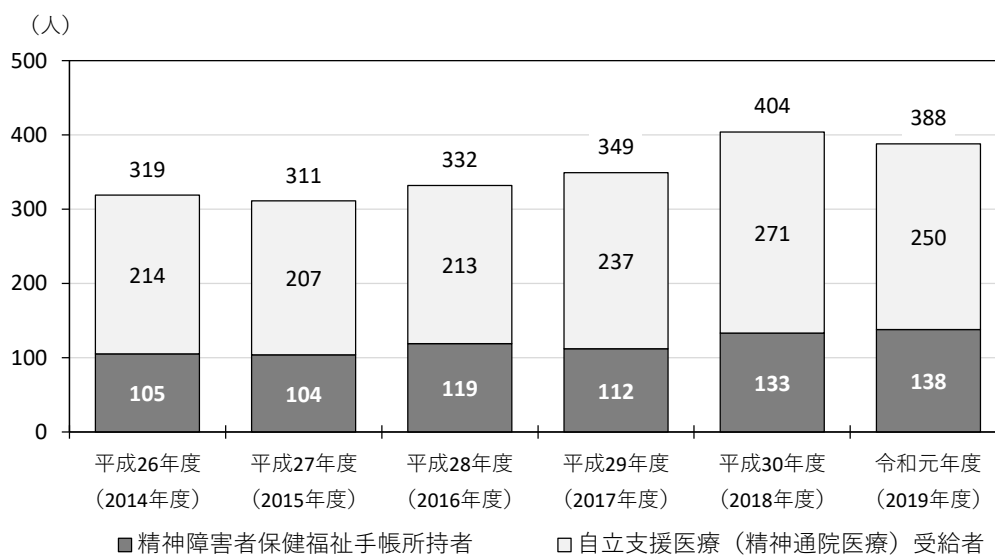
精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成26年度からおおむね増加しており、令和元年度は138人となっています。

自立支援医療受給者（精神通院医療）数は平成27年度から増加しており、平成30年度に271人となりましたが、令和元年度は減少して250人の状況です。

■精神障害者保健福祉手帳所持者等の推移（単位：人）

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
精神障害者保健福祉手帳所持者	105	104	119	112	133	138
自立支援医療受給者（精神通院医療）	214	207	213	237	271	250
合 計	319	311	332	349	404	388

[出典]八雲町保健福祉課（各年度末現在）



(5) 発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されており、平成23年8月に改正された障害者基本法の障がい者の定義において精神障がいに含むことが明記されました。また、発達障がいについては、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、発達障がいは自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境によって症状が違ってくるため、診断が難しく、発達障がい者の正確な人数は把握できていないのが現状です。

(6) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故等による頭部へのケガにより、脳を損傷した後遺障がいとしてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをいいます。発症・受傷原因、年齢、障がいの状況などで利用できる制度やサービスが異なるため、どのように制度を活用していくのか、支援者が正しい知識をもって支援にあたることが重要になります。

なお、高次脳機能障がいは、行政的な診断基準では「器質性精神障害」として精神障がいに位置付けられており、発達障がいと同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていないのが実態であり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

(7) 難病

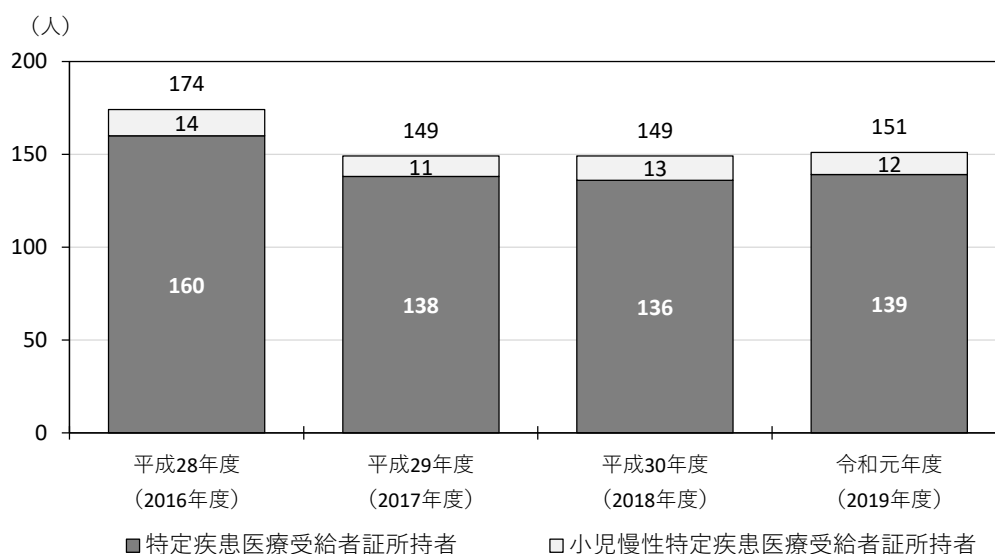
難病とは、原因不明で治療方針が確立されておらず、且つ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされており、平成25年4月から、障害者総合支援法で定める障がい者の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が加わりました。

なお、対象となる方は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず、必要と認められた支援が受けられます。

■ 難病患者等の推移（単位：人）

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
特定疾患医療受給者証所持者	160	138	136	139
小児慢性特定疾患医療受給者証所持者	14	11	13	12
合 計	174	149	149	151

[出典]八雲保健所（各年度末現在）



(8) 児童・生徒数

障がい児保育及び特別支援学級等に通う児童・生徒数は以下の表のとおりです。

■障がい児保育の状況

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
施設数（施設）	3	3	3	3	4	4
入所児童数（人）	7	6	5	5	5	5

[出典] 住民生活課・学校教育課（各年度末現在）

■特別支援学級の状況

区 分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
小学校	施設数（施設）	6	6	6	5	4	4
	学級数（学級）	11	12	12	9	7	11
	児童数（人）	22	18	18	14	15	24
	支援員の数（人）	4	7	6	7	7	10
中学校	施設数（施設）	5	5	4	3	4	3
	学級数（学級）	9	8	6	6	7	6
	児童数（人）	13	19	15	14	11	10
	支援員の数（人）	2	3	3	3	3	4

[出典] 学校基本調査（各年5月1日現在）

2 手当等の受給者数

手当等の受給者数は以下の表のとおりです。

■年金手当等の受給者（単位：件）

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
障害基礎年金	436	424	410	407	396	382
障害児福祉手当	5	3	6	5	5	7
特別障害者手当	11	10	8	7	3	5
特別児童扶養手当	41	35	35	29	27	31
外国人高齢者・障がい者 福祉手当	1	1	1	1	1	1
冬期福祉手当	459	351	344	369	401	384
扶養共済制度		7	7	7	6	6

[出典]八雲町（各年度末現在）

■融資等（単位：件）

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
生活福祉資金の貸付	6	7	8	6	2	4

[出典] 八雲町社会福祉協議会・八雲町（各年度末現在）

■その他の助成（単位：件）

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
タクシー料金の助成 （福祉タクシー）	700	702	717	723	696	714
重度心身障害者 医療助成制度	473	479	448	448	461	462
障害認定による老人医療	112	123	117	130	130	127

[出典]八雲町（各年度末現在）

3 障がい者を取り巻く環境

(1) サービス事業者一覧表

町内の障害福祉サービス等提供事業者は次の表のとおりです。

■障害福祉サービス事業所等（令和2年8月末現在）

サービス名	事業所名	運営法人・その他
居宅介護	障害者居宅介護事業所明かり	ヘルパーステーション明かり(有)
	八雲町指定居宅介護事業所	八雲町
	八雲町社協くまいし居宅支援事業所	八雲町社会福祉協議会
就労継続支援 B型	共生サロン八雲シンフォニー	NPO法人やくも元気村
	就労支援事業所きずなファーム	社会福祉法人きずな会
	かつら共同作業所	NPO法人エンジョイライフ
共同生活援助	共生型支援ハウスきずな	社会福祉法人きずな会
	共生型支援ハウスきずなⅡ	社会福祉法人きずな会
	指定共同生活援助 まごころ	NPO法人エンジョイライフ
	指定共同生活援助 まごころ2	NPO法人エンジョイライフ
	ぐるーぶほーむ” ホット”	NPO法人やくも元気村
	ぐるーぶほーむ” ホット2”	NPO法人やくも元気村
計画相談支 援・障害児相 談支援	八雲町障害者指定特定相談支援事業所	八雲町
	特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所 えがお	NPO法人やくも元気村
	指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業 所のどか	NPO法人エンジョイライフ

■障害児通所支援事業所（令和2年8月末現在）

事業の種類	事業所名	運営法人・その他
児童発達支援	mana	株式会社北海道親育ち研究所
	mana ふじみ	
放課後等 デイサービス	mana	
	mana ふじみ	

(2) 障がい者団体

町内の障がい者団体は次の表のとおりです。

■障がい者団体の状況（令和2年8月末現在）

団体名	構成員
八雲町身体障害者福祉協会	身体障がい者当事者
熊石身体障害者福祉協会	身体障がい者当事者
太陽の会	精神障がい者当事者
花音の会	障がい児保護者
わっぱの会	精神障がい者当事者
なないろの会	ダウン症児の保護者

(3) ボランティア団体の活動状況

八雲町のボランティア連絡協議会に登録している団体は16団体（会員数225名）です。

それぞれの会の目的に沿って活動していますが、全町的な行事には、多くのボランティア団体が参加してイベントを盛り上げています。

当事者の団体及びボランティア団体の活動状況は次の表のとおりです。

■八雲ボランティア連絡協議会加盟団体の活動状況（令和2年8月末現在）

団体名	活動状況	会員数 (人)
八雲ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい広場への協力 ・福祉施設慰問活動 ・ふれあいの集い ・資源再利用牛乳パック ・アルミ缶の回収 ・独居寝たきり老人への慰問活動 ・地下道通学路の清掃 ・共同募金への協力 ・国立病院、厚生園の行事活動協力 ・給食サービス宅配ボランティア 	31
落部婦人ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい広場への協力 ・福祉施設慰問活動 ・墓地の清掃活動 ・地域の老人への敬老花見の開催 ・厚生園の行事活動教育 	10
八雲民謡会	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい広場への協力 ・福祉施設慰問活動 ・町行事等への協力 	9
八雲吟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい広場への協力 ・全町の祝賀行事等への協力 ・厚生園慰問活動 	30
八雲レクリエーション協会	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー研への協力 ・地域子ども達へ健全な遊びの普及活動 	5
童話サークル びいたあ★ぱん	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児・児童への読み聞かせ活動 ・施設慰問 ・図書館行事、地域行事の協力 	7
かたばみ友の会	<ul style="list-style-type: none"> ・米寿者に花束贈呈 ・養護学校、厚生園、八雲デイサービスセンターへの花束贈呈 	3
八雲町女性連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援活動 ・食と健康づくり普及活動 ・福祉施設慰問活動 ・リサイクル普及活動 ・当会事業としての活動 ・給食サービス宅配ボランティア 	14
山越ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・町内行事手伝い ・福祉施設慰問活動 ・当会事業としての活動 	4
松の会舞踊サークル	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい広場への協力 ・福祉施設慰問活動 ・当会事業としての活動 	10
フラサークル	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい広場への協力 ・当会事業としての活動 ・福祉施設慰問活動 	6
すみれダンスサークル	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい広場への協力 ・当会事業としての活動 ・福祉施設慰問活動 	28
熊石ボランティア協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・花いっぱい運動 ・町内行事手伝い（熊石地域） 	25
病院サポート ピア	<ul style="list-style-type: none"> ・八雲総合病院清掃、花壇整備 ・当会事業としての活動 	21
カラオケサークル燦々会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設慰問活動 ・当会事業としての活動 	13
チーム ポピンズ	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設慰問活動 ・当会事業としての活動 	9
計 16 団体		225

(4) 公共施設のバリアフリー化の状況

八雲町が設置する主な公共施設のバリアフリー化の状況は次の表に示すとおりです。

■ 公共施設のバリアフリー化の状況（令和2年8月末現在）

施設名	手すり (階段)	障がい者対応トイレ	スロープ (出入口)	エレベーター	障がい者用駐車場	誘導用ブロック	建物階数	備考
役場	○	○	○	○	○	×	4階	
熊石総合支所	×	×	○	×	×	×	3階	
落部支所	×	○	○	×	×	×	2階	階段に昇降機あり
相沼泊川出張所	○	×	×	×	×	×	3階	
シルバープラザ	—	○	—	—	○	○	1階	玄関に段差なし
八雲町総合体育館	○	○	○	×	×	×	2階	階段に昇降機あり
八雲町立図書館	○	○	—	○	○	○	2階	玄関に段差なし
八雲町郷土資料館	○	×	×	×	○	×	2階	
八雲町町民センター	—	×	○	—	○	×	1階	
八雲町温水プール	○	○	○	×	○	○	2階	階段に昇降機あり
八雲総合病院	○	○	○	○	○	○	7階	
熊石国保病院	○	○	—	○	○	×	2階	玄関に段差なし
くまいし保育園	—	○	—	—	×	×	1階	
落部小学校	○	○	○	×	×	×	2階	
東野小学校	○	×	×	×	×	×	2階	
野田生小学校	○	×	○	×	×	×	2階	
山越小学校	○	×	×	×	×	×	2階	
浜松小学校	○	○	—	○	○	×	2階	
八雲小学校	○	○	○	○	×	×	3階	
山崎小学校	×	○	○	—	×	×	1階	
熊石小学校	×	×	×	×	×	×	3階	
落部中学校	○	×	○	×	×	×	2階	
野田生中学校	○	○	○	×	○	×	2階	
八雲中学校	○	○	○	○	○	○	4階	体育館に昇降機あり
熊石中学校	○	×	○	×	×	×	3階	

[凡例]○：障がい者対応、×：未対応、—：施設・高低差なし

4 第3次八雲町障害者計画期間における社会資源等整備状況

第3次八雲町障害者計画の計画期間中（平成27年度～令和2年度）には、関係機関等の協力により障がい関連サービスの充実が図られました。主な内容は次のとおりです。

（1）相談支援の充実

平成29年3月に民間の相談支援事業所として「のどか」同年8月に「えがお」など、町内に計3箇所の特定相談支援事業所があり、計画相談支援や障害児相談支援の充実が図られました。

また、相談支援等の中核的な役割を担う機関として令和2年4月に八雲町障がい者基幹相談支援センターを開設し、相談等の業務を総合的に行うとともに、関係機関との連携により専門性の高い相談支援を行う体制づくりを進めてきました。

（2）就労継続支援B型事業所の開設

平成23年4月1日に開設された「共生サロン八雲シンフォニー」に加え、平成27年4月1日に「きずなファーム」が整備され、平成27年9月1日には「かつら共同作業所」が地域活動支援センターから就労継続支援B型事業所に移行し、町内に計3箇所の就労継続支援B型事業所が設置されました。

これら就労継続支援B型事業所の整備が進んだことで日中活動の場の充実が図られ、サービスの利用者数は年々増加傾向にあります。

（3）グループホームの開設

第3次八雲町障害者計画策定時には、グループホームは「共生型支援ハウスきずな」のみでしたが、その後は「指定共同生活援助 まごころ」や「ぐるーぷほーむ“ホッと”」等が新たに整備され、町内に計6箇所のグループホームが設置されました。

（4）障害児通所支援事業所の開設

町内には障がい児通所支援事業所がありませんでしたが、児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する「mana」が平成29年3月に「mana ふじみ」が平成31年1月に開設され、町内に計2箇所の障がい児通所事業所が設置されました。

これにより、発達に心配のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等、日中や放課後の居場所の提供等の支援が行われています。

5 アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

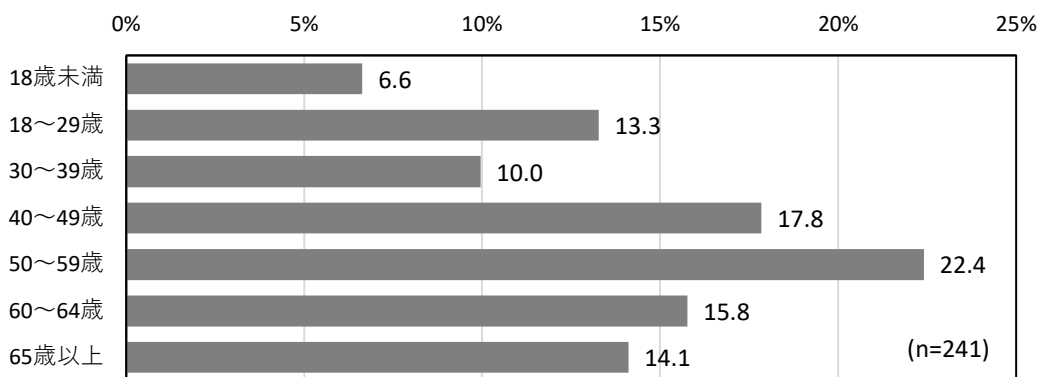
	障がい福祉に関するアンケート調査 (当事者へのアンケート調査)
対象者	町内に在住する障害者手帳所持者
調査時期	令和元年8月14日～令和元年8月31日
調査方法	郵送法(郵送による配布・回収)
配布数	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい：205人 ・知的障がい：209人 ・精神障がい：120人 ・合計：507人(重複あり)
有効回収数 (有効回収率)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい：86人(42.0%) ・知的障がい：108人(51.7%) ・精神障がい：48人(40.0%) ・合計：241人(47.5%)

(2) 障がい福祉に関するアンケート調査結果

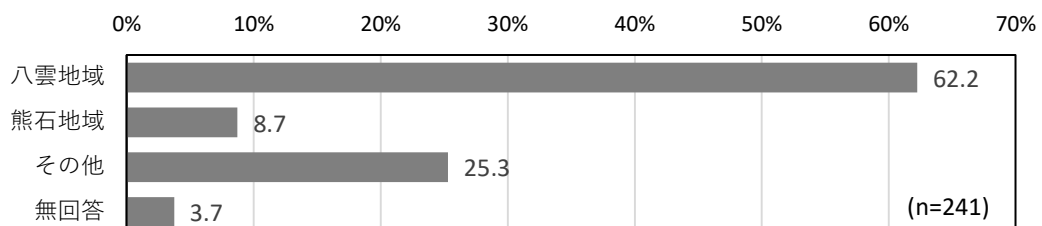
①対象者の属性

対象者の年齢は「50～59歳」が22.4%で最も多く、次いで「40～49歳」(17.8%)、「60～64歳」(15.8%)が続いています。居住地域は「八雲地域」が62.2%を占めていますが「その他(町外のグループホーム及び入所施設)」も25.3%いる状況です。

《対象者の年齢》

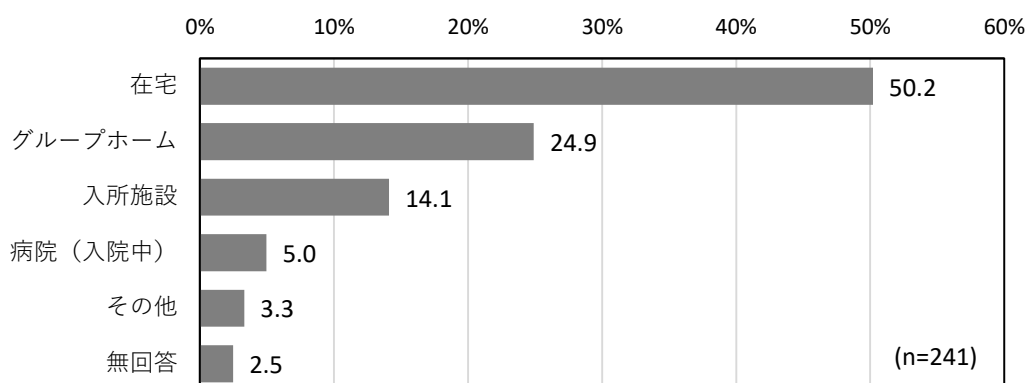


《対象者の居住地域》



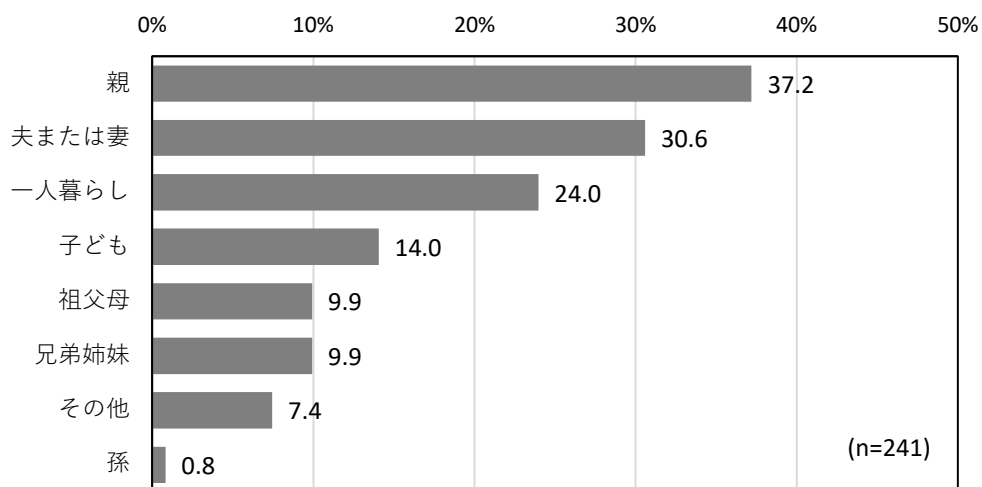
②現在の住まい

現在の住まいは「在宅」が50.2%で最も多く、次いで「グループホーム」(24.9%)、「入所施設」(14.1%)が続いています。



③同居している人

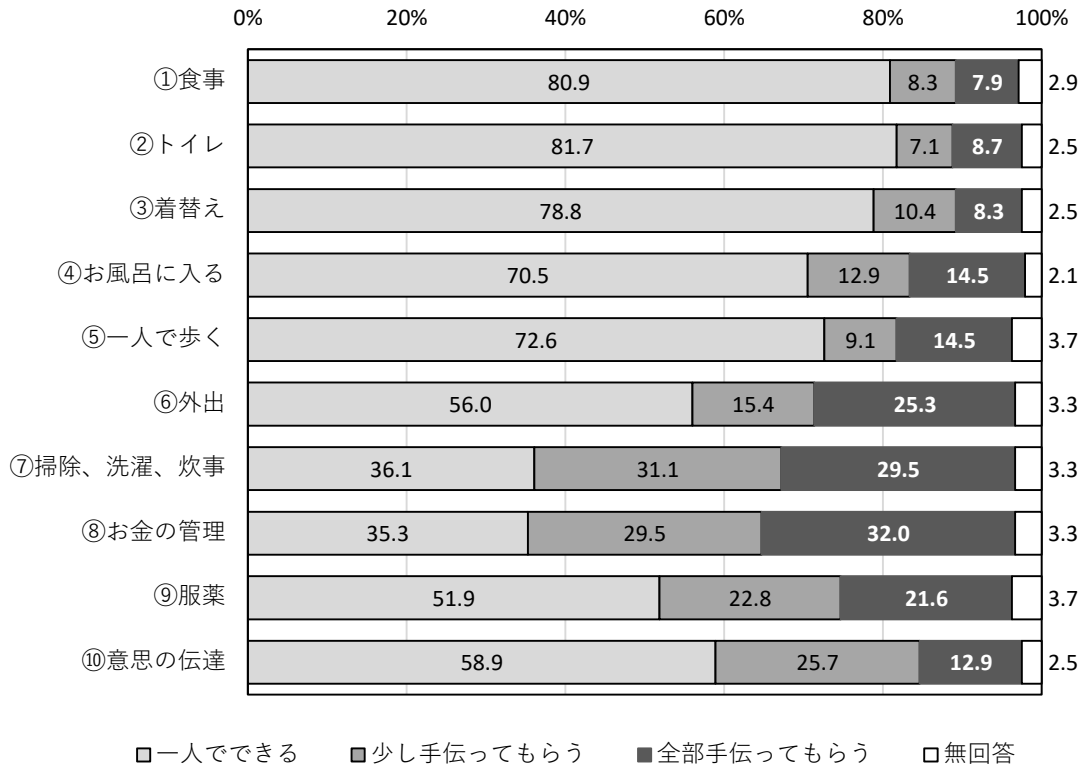
同居している人は「親」が37.2%で最も多く、次いで「夫または妻」が30.6%が続いていますが「一人暮らし」も24.0%いる状況です。



④介助等の状況

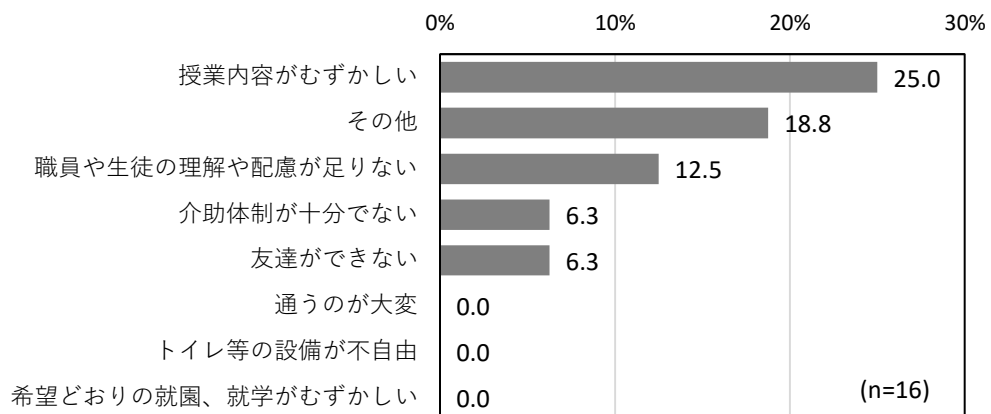
介助等の状況の中では「①食事」「②トイレ」「③着替え」などの日常生活動作は「一人でできる」の割合が70%を超えています。

一方「全部手伝ってもらう」が多いのは「⑧お金の管理」(32.0%)「⑦掃除、洗濯、炊事」(29.5%)「⑥外出」(25.3%)となっています。



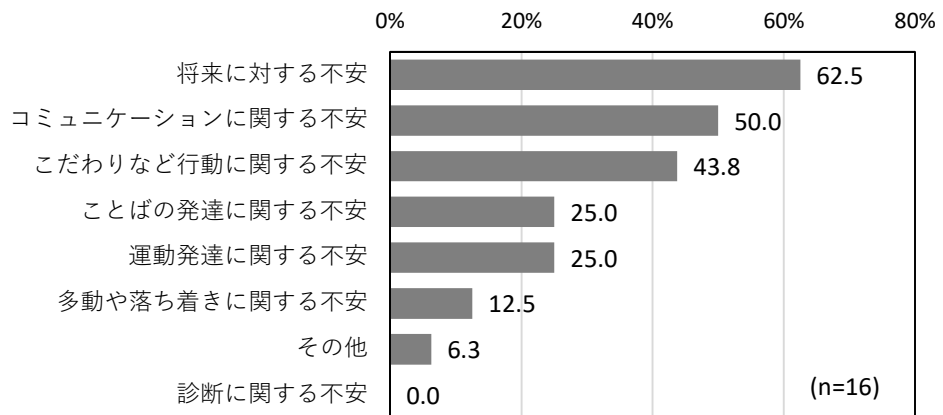
⑤学校や施設等で悩んでいること（18歳未満のみ）

18歳未満の方を対象に学校や施設等で悩んでいることをたずねたところ「授業内容がむずかしい」が25.0%で最も多く、次いで「その他」(18.8%)「職員や生徒の理解や配慮が足りない」(12.5%)が続いている状況です。



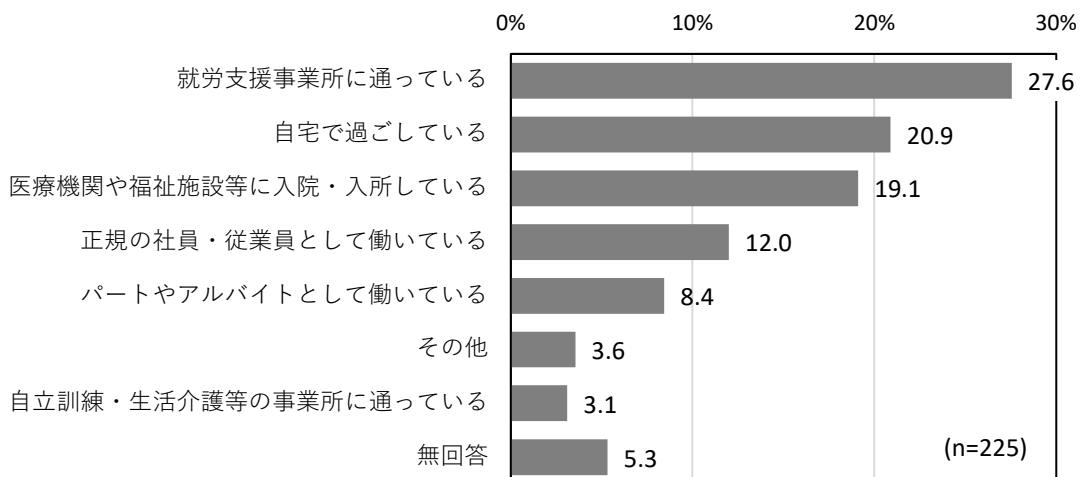
⑥保護者が不安に感じていること（18歳未満のみ）

18歳未満の方の保護者に不安に感じていることをたずねたところ「将来に対する不安」が62.5%で最も多く、次いで「コミュニケーションに関する不安」（50.0%）「こだわりなど行動に関する不安」（43.8%）が続いている状況です。



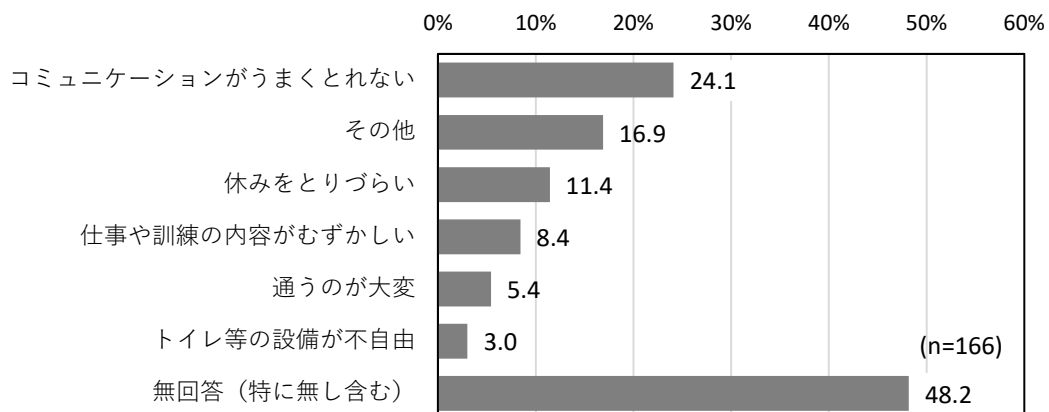
⑦日中の主な過ごし方（18歳以上のみ）

18歳以上の方に日中の主な過ごし方をたずねたところ「就労支援事業所に通っている」が27.6%で最も多く、次いで「自宅で過ごしている」（20.9%）「医療機関や福祉施設等に入院・入所している」（19.1%）が続いている状況です。



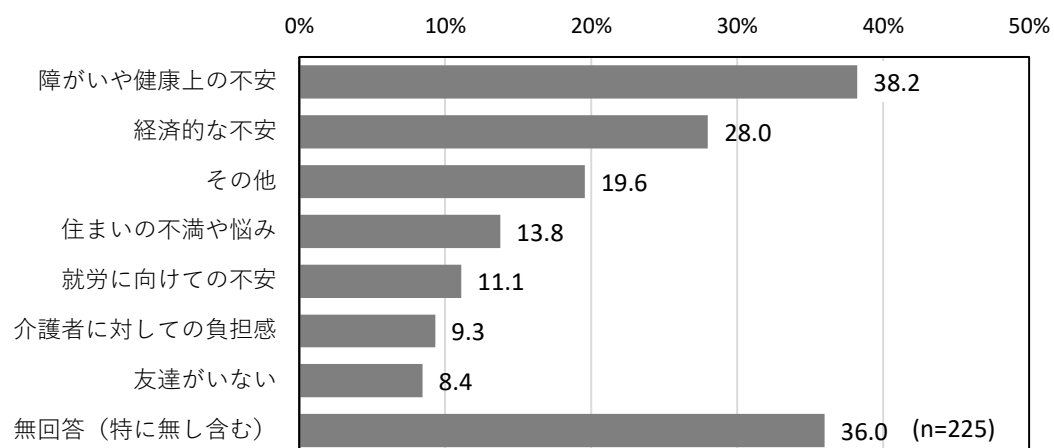
⑧職場や施設等で悩んでいること（18歳以上のみ）

18歳以上の方に職場や施設等で悩んでいることをたずねたところ「コミュニケーションがうまくとれない」が24.1%で最も多く、次いで「その他」（16.9%）「休みをとりづらい」（11.4%）が続いている状況です。



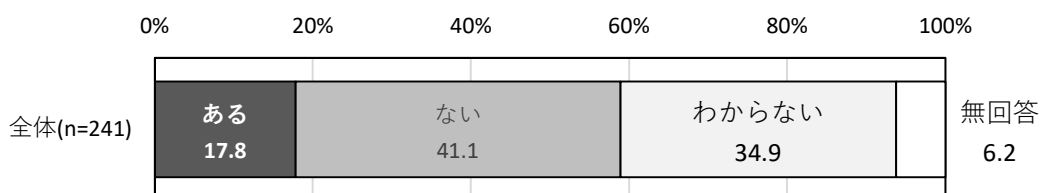
⑨生活の中で悩んでいることや困っていること（18歳以上のみ）

18歳以上の方に生活の中で悩んでいることや困っていることをたずねたところ「障がいや健康上の不安」が38.2%で最も多く、次いで「経済的な不安」（28.0%）「その他」（19.6%）が続いている状況です。



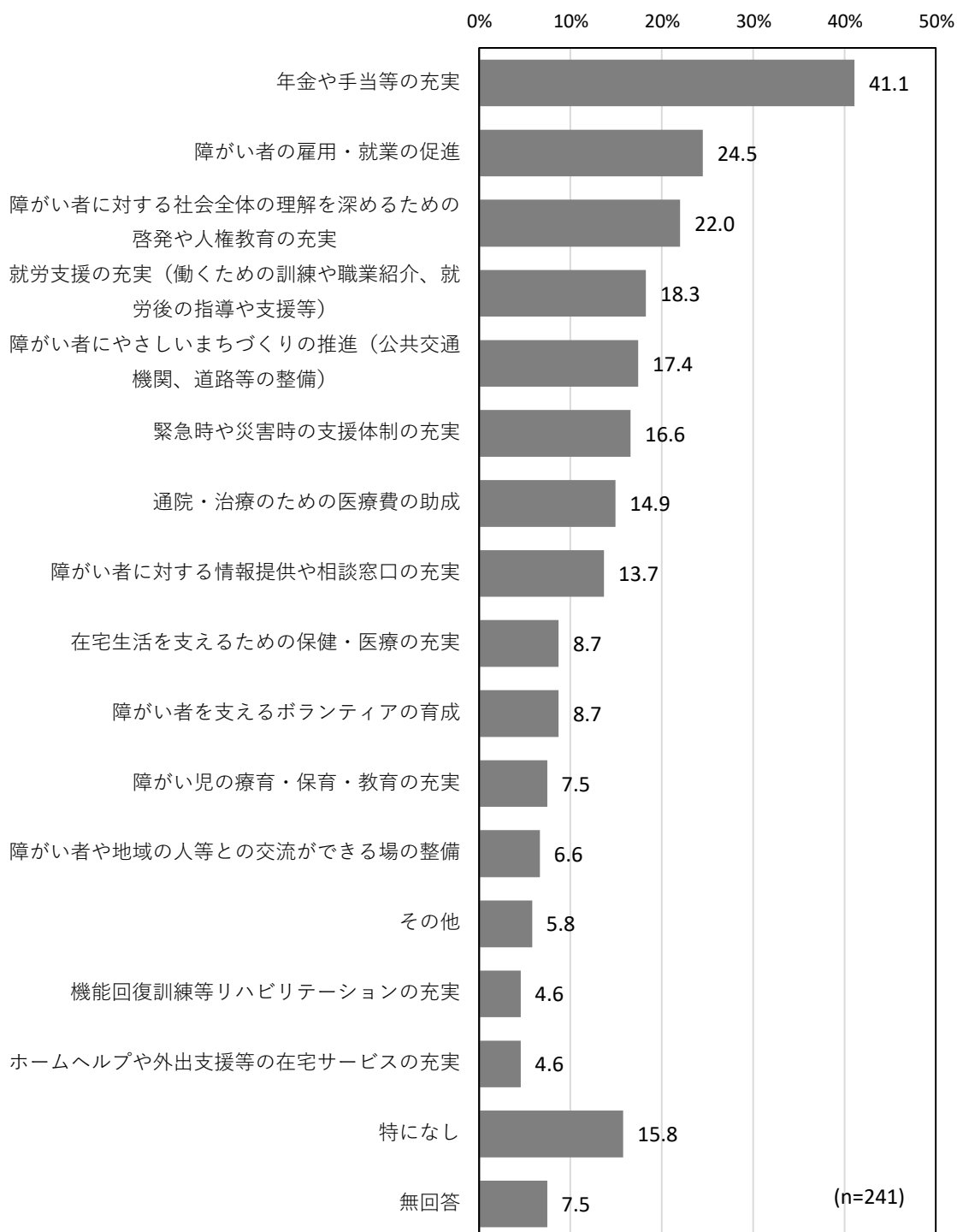
⑩これまでに差別をされたと感じたことはあるか

これまでに差別をされたと感じたことはあるかどうかは「ない」が41.1%で最も多くなっていますが「ある」も17.8%いる状況です。



⑪行政（国・道・町）が充実すべき障がい者支援

行政（国・道・町）が充実すべき障がい者支援は「年金や手当等の充実」が41.1%で他を引き離して多く、次いで「障がい者の雇用・就業の促進」（24.5%）「障がい者に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」（22.0%）が続いています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法では「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

この考え方は、障がいのある方もない方も共に地域で生活する仲間として人権を尊重し、協働によるまちづくりを進めていく、という考え方につながっています。

障害者基本法が掲げる理念に基づき、本町は障がいのある方への差別や偏見がなく地域の中で安全に安心して暮らせるまち、そして障がいのある方が社会の一員として自立し社会参加を目指すことができるまちを目指してきました。

今回策定する計画においてもこの考え方を踏襲し、障がいのある方もない方も共に住みよいまち、障がいのある方が地域でその人らしく自立した生活ができるまちを目指して、本計画の基本理念を下記のとおり定めます。

－ 基本理念 －

- ◆ **差別や偏見がなくだれもが平等に共に生きるまち**
- ◆ **安全に安心して暮らせるバリアフリーのまち**
- ◆ **社会の一員として自立し成長できるまち**

2 基本目標

(1) 地域における生活支援の充実

これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合も含め、障がい者ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活を継続するためには、障がい者の自己選択・自己決定を最大限に尊重し、より身近な地域での多様なニーズに応じたサービス提供体制の充実及び障がい者等の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、緊急を緊急としない体制構築が必要です。

相談支援体制や在宅サービスの充実をはじめ、住宅やグループホームなどの生活の場、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりをより進めていきます。

また、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図るとともに、障がいのある方が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受ける事ができるよう提供体制の充実を図ります。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいや発達などに課題のある子どもについては、早期の発見と適切な相談・支援が求められます。その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障がいの程度等に応じ、きめ細やかな療育・教育を行う必要があります。そのため、未就学児から就学児まで一貫した切れ目のない支援が受けられるよう関係機関の連携を図っていきます。

また、障がいのある方が地域で生活を続けていくためには、障がい特性や個々のニーズに応じた働く場、活動の場が身近なところにあることが条件となります。地域での就労・雇用の場をいかに確保していくか等について、町民・事業者・関係機関とともに重点的に検討し、多様な就労の場の確保に努めるとともに、移動手段やコミュニケーション手段の確保に努め、障がいのある方の社会参加を促進していきます。

(3) 共に支え合うまちづくりへの支援

障がいのある方が暮らしにくいと感じるのは、段差や階段等の物理的な障壁だけでなく、外での人の視線や様々な場などで感じる差別や偏見、疎外感などです。

今なお、障がいのある方に対する差別や偏見、虐待など完全な解消には至っていないのが現状にあります。障がいのある方の尊厳の保持を図るため「合理的配慮」についての議論を深めながら、障がいのある方を特別視する「社会的障壁」を取り除き、障がいのある方もない方も、支え合いながら生きる共生社会の実現に向けた取組を進めていきます。

3 施策の体系

基本 目標	大 項 目	中 項 目	
1. 地域における生活支援の充実	(1) 相談支援体制の整備	①相談・情報提供体制の充実	
		②障がい者ケアマネジメント体制の充実	
		③地域自立支援協議会の充実	
	(2) 生活支援の充実	①在宅生活への支援（必要なサービスの確保）	
		②住まいの確保（居住環境の整備・改善）	
		③地域生活の安心・安全の確保	
	(3) 保健・医療の充実	①予防対策の充実	
		②保健・医療・リハビリテーション体制の充実	
		③精神保健活動の充実	
		④発達障がいや難病患者等への支援	
	2. 自立と社会参加の促進	(1) 教育・療育の充実	①療育・発達支援体制の充実
			②障がいのある子どもの地域生活・家庭支援
③障がい児教育の充実			
④障がい児の教育相談の充実			
(2) 雇用・就労の推進		①日中活動の場の確保	
		②雇用・就労の促進	
(3) 社会参加の促進		①移動に関する支援	
		②コミュニケーションに関する支援	
		③スポーツ・文化活動等の振興	
3. 共に支え合うまちづく りへの支援		(1) 権利擁護の推進	①権利擁護の推進
	②差別及び虐待防止のための取組		
	(2) 共に支え合うまちづくり	①理解と交流の促進	
		②福祉教育・福祉学習の推進	
		③地域における福祉活動の推進	
		④防災・防犯対策の推進	

第4章 施策の展開

1 地域における生活支援の充実

(1) 相談支援体制の整備

現状と課題

八雲町では、民間の相談支援事業所として平成29年3月に「のどか」同年8月に「えがお」が開設され、計画相談支援や障害児相談支援を推進してきました。

障がいのある方や家族のニーズは多様化しているとともに、医療的なケアやコミュニケーション支援など、より専門的な相談支援を提供できることが求められています。

そのような中、八雲町では地域における相談支援等の中核的な役割を担う機関として、令和2年4月に八雲町障がい者基幹相談支援センターを開設し、相談等の業務を総合的に行うとともに、関係機関との連携により専門性の高い相談支援を行う体制づくりを進めてきました。

また、相談支援における障がいのある方の利便性を確保するため、北海道立心身障害者総合相談所や道南しょうがい者就業・生活支援センターすてっぷによる巡回相談も実施されています。

情報提供の面では、各種助成制度を網羅した「障がい者のしおり」を定期的に更新しており、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の新規交付時などに配布し、必要に応じて内容の説明を行っています。そのほかにも、広報紙やホームページを通じて情報提供しています。

近年は、障がいのある方の高齢化や重複障がいなど相談支援の内容は多様化とともに専門性が求められております。

今後も、障がいのある方の相談に総合的に対応できるよう、八雲町障がい者基幹相談支援センターを中核とする相談支援体制を充実するとともに、広域的、専門的な相談支援機関などとの連携を継続して図っていくことが必要です。

①相談・情報提供体制の充実

取組	取組の内容
相談支援体制の充実	八雲町障がい者基幹相談支援センターが中心となって障がいのある方やその家族などの様々な相談に対応するとともに、障害福祉サービス等事業所、相談支援事業所などの関係機関と連携しながら支援を充実していきます。 また、地域自立支援協議会の専門部会などを通じて、地域課題への取組や支援体制の強化などを図ります。

取組	取組の内容
広報活動・情報提供の充実	障がいのある方とその家族等に利用してもらうため、相談機関、福祉サービス、各種助成制度を網羅した「障がい者のしおり」を定期的に見直し配布します。また、障がいのある方やその家族に対するサービス・制度等に関する情報や障害者計画の内容等を、広報紙やホームページを通じて情報提供していきます。
窓口対応の充実	役場、シルバープラザ、熊石総合支所、落部支所等で、障がいのある方やその家族等が相談や手続きがしやすいよう、窓口対応を充実します。
ICT（情報通信技術）の利用促進	障がいの有無にかかわらず、IT町民サポートセンターで、パソコンのトラブルや操作上の疑問・悩みなどについて無料で相談に応じます。

②障がい者ケアマネジメント体制の充実

取組	取組の内容
ケアマネジメント体制の充実	サービスを利用する方に「サービス等利用計画」を作成するとともに、病院や施設から地域への移行についても住まいやサービス等の調整を行います。 また、障害福祉サービス等事業所や関係機関などと連携し、困難ケースなどにも対応できるよう体制整備を図ります。
巡回相談の実施	総合相談所・児童相談所の八雲町への巡回相談により、療育手帳、補装具の判定を行っており、障がいのある方の利便性を確保するため、継続して巡回相談を実施します。

③地域自立支援協議会の充実

取組	取組の内容
地域自立支援協議会の機能強化	障がいのある方や家族等を支えるための相談事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する仕組みづくりの協議・検討・調整などを、関係機関の参画とともに進める協議の場として、地域自立支援協議会の機能強化に努めます。

(2) 生活支援の充実

現状と課題

障害者総合支援法では、障がいのある方が自らの選択により一人ひとりのニーズに合ったサービスを利用し、地域での生活を継続できるよう、生活を支える障害福祉サービスが総合的に提供されることが求められています。

八雲町においても障害福祉サービスの提供基盤の充実に努め、町内障害福祉サービス事業所の協力のもと、これまでグループホームや就労継続支援B型事業所の充実が図られてきました。

児童福祉法に基づくサービスにおいても、児童発達支援及び放課後等デイサービスが整備され、障がい児に対するサービス基盤も整ってきました。

このように、障害福祉サービス等は充実してきているものの、町内には短期入所サービスが整備されておらず、緊急時の入所対応や家族介助者のレスパイトの対応が十分ではないことが課題となっています。

また、全国的な傾向と同様、八雲町においても障がいのある方の高齢化が進んできており、今後の対応が課題となっています。

① 在宅生活への支援

取組	取組の内容
居宅における生活支援サービスの充実	障がいのある方の在宅生活を支援するため、障害福祉計画に基づき、居宅介護等の訪問系サービスについては、障がいの種類や障害支援区分に応じた適切なサービスの提供に努めます。
日中活動事業の推進	就労継続支援B型事業所において日中の活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための訓練等を行います。 日常生活動作の維持・回復を図り、在宅生活が継続できるように、生きがいデイサービスを今後も継続し、必要な方に対して利用を促します。
地域生活支援事業の充実	相談支援や成年後見制度、移動支援など生活に直結したサービスの提供に努めるとともに、地域のニーズにあった事業展開を図ります。
福祉用具の利用支援	日常生活用具や補装具費の給付等により、日常生活の便宜及び在宅福祉の増進を図ります。
家族に対する支援	保健師や福祉専門職員等が、在宅療養やサービス利用についての相談や指導を行います。
除雪の支援	障がいにより除雪が困難で協力者の確保ができない方を対象に、玄関から公道までの通路を町が指定する事業者が除雪し、その費用の一部を助成することで在宅福祉の増進を図ります。

②住まいの確保

取組	取組の内容
居住系サービスの充実	グループホームの利用ニーズを見据えた上で、拡充に向けた検討を進めます。
施設サービスの利用支援	施設入所時の相談やその後の連絡等について、施設と連携しながらきめ細かに対応します。
公営住宅等の整備	八雲町公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の建て替え時には障がいのある方等に配慮した住宅を整備します。
バリアフリー化の促進	「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、公共機関等のバリアフリー化を進めるとともに、住環境全体のバリアフリー化を促進するため、建て主等への働きかけを行います。
住宅改善に関する支援	障がいのある方やその家族等からの住宅改修等の相談に対して、保健、福祉、医療が連携し、対応の充実に努めます。

③地域生活の安心・安全の確保

取組	取組の内容
地域における見守りの充実	民生委員・児童委員、町内会、民間事業所等と連携し、障がいのある方の安否確認できる見守り体制の確立を目指します。
福祉のまちづくりの推進	「北海道福祉のまちづくり条例」などに基づき、障がいのある方をはじめ、だれもが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するため、公共施設や公園、道路などを整備していきます。 また、店舗・民間施設のバリアフリー化に対して、民間に対する働きかけに努めます。
ユニバーサルデザインの推進	障がいのある方だけでなく、だれもが安全に安心して利用できるよう、施設や設備等についてユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。
地域生活支援拠点の推進	障がい者等の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、緊急時の受け入れ体制など、地域生活支援拠点の機能の充実に努めます。

(3) 保健・医療の充実

現状と課題

健康は生活全体の基礎となるものであり、安心して充実した生活を送るためには、健康の保持・増進が大切です。

18歳以上の方を対象としたアンケート調査では、日常生活で困っていることとして「障がいや健康上の不安」が最も多くなっており、特に内部障がいや精神障がいの方は、疾病や医療に関して大きな課題を抱えていることが多いと考えられます。

中高年においては、脳血管疾患による身体障がいや糖尿病の悪化による腎障がいによる透析の予防対策の充実が必要とされるため、八雲町では令和2年度より糖尿病性腎症重症化予防事業を実施しています。

また、身体の発達が不十分なままで生まれ、指定養育医療機関において入院を必要とする乳児に対しては、その治療に必要な医療の給付を行う未熟児養育医療給付事業を行っています。

近年は精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者が増えている傾向にあります。社会的入院の解消や地域移行への取組を進めるとともに、退院後の地域生活の支援が必要です。

これらのことを踏まえ、障がいの有無にかかわらず、すべての人が健やかに暮らし、疾病を抱えることになってもその人らしく生活できるよう、今後もライフステージに応じた保健・医療サービスを提供していくことが必要とされています。

① 予防対策の充実

取組	取組の内容
母子保健活動の推進	妊産婦や新生児・未熟児等に対して、障がいの原因となる疾病等を予防し、健康の保持増進を図るために、家庭訪問等の個別指導による保健指導を行います。
思春期の心の問題への対応	思春期保健の普及啓発について、関係者と連携を強化し、保健師などによる心と身体について健康教育を行います。
中高年の予防対策の充実	生涯を通じた健康づくりを推進するため、八雲町健康増進計画に基づき、栄養や食生活、運動不足などの生活習慣を改善し、生活の質の向上を目指した普及・啓発を行うとともに、生活習慣病の予防や健康づくりを推進します。 また、健診後の事後指導の強化により、生活習慣病の予防と重症化対策に取り組むとともに、糖尿病性腎症重症化予防事業を継続して実施します。

② 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

取組	取組の内容
保健活動・リハビリテーション体制の充実	身体機能低下や認知がみられる在宅療養者を訪問し、生活機能評価や活動指導を進めていきます。

取組	取組の内容
医療・地域ケアの充実	急性期治療後のリハビリテーションから地域リハビリテーションまで切れ目のない一貫した体制の確保が図られるよう、関係機関と協議し、地域ケアの地盤づくりを進めていきます。
医療給付等の充実	医療が必要な障がいのある方が安心して適切な医療が受けられるよう各種給付制度の活用について情報提供を行います。 また、障害者総合支援法に基づき、障がい除去、軽減するために必要な更正医療や育成医療の給付を行います。 さらに、未熟児で医師が入院養育を必要と認めた方に対して養育医療の給付を行います。

③精神保健活動の充実

取組	取組の内容
社会復帰への支援	障害福祉サービスや相談支援を通じて精神障がいのある方を支援するほか、地域自立支援協議会の精神障がい部会を定期的に開催し、関係機関によるニーズや課題の整理、情報共有を図ることで精神障がいのある方などが地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。
自主的組織の活動支援	精神障がいの当事者及び家族による自主的組織の活動を継続して支援します。

④発達障がいや難病患者等への支援

取組	取組の内容
発達障がいのある方への支援	障がい者基幹相談支援センターによる相談支援を継続するとともに、関係機関との連携により適切な支援を行います。 また、発達障がいの当事者及び家族による自主的組織の活動を継続して支援します。
高次脳機能障がいのある方への支援	脳外傷友の会コロポックルが中心となり、実施している相談会を支援します。
難病患者への支援	広報紙、町ホームページ、しおり、障がい者週間のポスター展などを通じて障がい福祉サービスの周知を継続するとともに、利用できる制度等の情報提供や相談支援を行います。

2 自立と社会参加の促進

(1) 教育・療育の充実

現状と課題

障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすには、一人ひとりの個性や障がいの状態などに応じ、きめ細かな教育・療育を行うことが重要です。

八雲町では、障がいのある子どもの状況が理解され、より適切な支援を受けることができるよう「育ちと学びの応援ファイル カラフル」を作成し、その活用を奨励しているほか、5歳児健診に教育委員会が加わり、保護者の希望や不安のすり合わせ等、正しい情報提供が早くにできるようになりました。

また、町内に児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する「mana」「mana ふじみ」が開設され、療育環境の充実が図られてきました。

18歳未満の方を対象としたアンケート調査の結果では、学校で悩んでいることとして「授業内容が難しい」が最も多いことや、特別支援学級在籍児童生徒数は増加傾向にあり、その障がい種別も多様化していることから、八雲町特別支援教育連携協議会等を活用しながら、幼保から高校まで切れ目のない支援を地域で担っていく体制強化が必要です。

①療育・発達支援体制の充実

取組	取組の内容
障がい児療育の充実 (障がい児発達支援)	発達の遅れや障がいのある子どもの成長に沿った支援ができるよう、子ども発達支援センターが子どもとその家族に対し、関係機関と連携しながら発達相談、療育での個別支援を行います。 また「育ちと学びの応援ファイル カラフル」(療育カルテ)の活用を促進します。
地域療育体制の充実	子ども発達支援センターが中心となり、支援が必要な児童とその保護者に対し、18歳(又は20歳)まで一貫した相談支援及び発達支援、情報提供、コーディネーターによる関係機関との連携、調整を行います。
個別療育相談の実施	いたずらっ子の会では、児童発達支援事業所「おひさま」の専門員派遣により、療育の必要な子ども、又は必要と思われる子どもの保護者、保育士、指導員へ専門的指導・助言などを継続して行います。

②障がいのある子どもの地域生活・家庭支援

取組	取組の内容
子育て支援センター事業の推進	<p>子育て全般に関する相談や一般開放、未通園児が対象となる一時預かり、遊び・遊び場の提供、地域支援等を推進するとともに、なかよし広場などで地域へ出向き、子育てに関わる情報提供を行います。</p> <p>また、熊石地域に関しては、乳幼児はおおむね保育園へ通園しているため、事業の主な対象である未通園児がほぼいないことから、今後は熊石放課後子ども対策事業へ参加し、学童児に対しても保健師と情報共有を行います。</p>
障がい児保育の実施	<p>障がい児を受け入れる保育所等に対し、専任の保育士等の人件費（賃金）等の補助を継続し、保育所や幼稚園における障がい児の受け入れ体制を推進します。</p>

③障がい児教育の充実

取組	取組の内容
特別支援教育の充実	<p>特別支援教育支援員を配置し、通常学級等に在籍し生活上の介助や学習指導上の支援・助言・補助を必要とする児童生徒に対し、担当教師との連携のもと、適切な教育を支援します。</p> <p>特別支援教育支援員の配置にあたっては、学校への聞き取りや就学指導の状況等を考慮し、適正な配置となるよう努めるとともに、近年増加している医療的ケア児や肢体不自由を伴う重複障がい児の就学ニーズに応えるための支援員配置にも努めます。</p>
交流及び共同学習の充実	<p>障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が体験的な学習を通して互いに理解を深める交流及び共同学習を継続します。</p>
就学等の支援	<p>個々のニーズも変化してきている中であって、本人や保護者等に対し、十分情報を提供しつつ、その意向を尊重し、対象児童生徒へ個別に進路指導・支援を行います。</p> <p>また、5歳児健診を通じて保護者に正しい情報提供を行い、就学への不安やニーズに対して早期に対応を行います。</p>
障がい児の情報共有の推進	<p>保健福祉課・教育委員会・発達支援センター・子育て支援センターなど関係機関と連携し、継続的な支援に向けた情報共有に努めます。</p>

④障がい児の教育相談の充実

取組	取組の内容
教育相談事業の利用促進	<p>特別支援教育パートナーティーチャー派遣事業や渡島教育局管内専門家チーム巡回相談、北海道立特別支援教育センター巡回教育相談の周知を図るとともに、その活用を促進します。</p>
八雲町教育支援委員会教育相談	<p>保護者、幼稚園、保育園、各学校からの希望に応じて、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の教育に関わる相談等を実施します。</p>

取組	取組の内容
5歳児健診での早期教育	本人・保護者と面談し、小学校就学へ向けて早期の段階で教育相談等を行うことにより、就学する段階で、特別支援教育に対応した学校体制をつくります。

(2) 雇用・就労の推進

現状と課題

障がいのある方が地域で生きがいをもって生活を続けていくためには、障がい特性や個々のニーズに応じた働く場、活動の場が身近なところにあることが重要となります。

令和2年4月に障害者雇用促進法の一部が改正され、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど、障がい者雇用の一層の促進を図る制度改正が行われたことも受けて、障がい者雇用促進のための施策にも、一層の充実が求められています。

八雲町では、道南しょうがい者就業・生活支援センターすてっぷと連携し、障がい者の巡回就労相談を開催するとともに、八雲町障がい者就労支援機関連絡会（就労部会）を開催するなど、就労支援体制強化に取り組んできました。

また、町内における就労継続支援B型を提供する事業所が拡充され、利用者数は年々増加傾向にあります。

さらに、農福連携の取組として、就労支援事業所と農家を結び付けて、施設外就労へつなげることや、酪農への就労希望がある方に対して、就労支援事業所を通じて酪農家を紹介し、実習につなげるなどの支援を行っています。

今後も、それぞれの希望や適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する方には、それが可能となるような継続的な支援と、福祉的就労を希望する方には活動の場の確保と充実を図り、様々なニーズに応じた総合的な支援を行うことが重要です。

①日中活動の場の確保

取組	取組の内容
福祉的就労の場の整備・充実	一般就労が困難な障がいのある方に対して「就労継続支援事業B型(非雇用型)」等の利用を通じて、就労の機会や生産活動の場を提供します。
町における物品等優先調達の推進	町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定・公表するとともに、障害者就労施設等と連携しながら、積極的に優先調達を推進します。

②雇用・就労の促進

取組	取組の内容
八雲町障がい者就労支援機関連絡会の開催	障がい者就労支援機関連絡会（就労部会）を定期に開催し、関係機関との連携や情報共有、地域課題の協議などを通じて、障がいのある方の雇用促進と就労機会の確保に向けて取り組みます。
一般就労への移行支援	障害者総合支援法に基づく就労系の障害福祉サービスの利用及び道南しょうがい者就業・生活センター「すてっぷ」やハローワーク等との連携により、一般就労への促進を図ります。

取組	取組の内容
障がい者雇用拡大	<p>企業や関係機関等との情報交換・意見交換を今後も継続し、障がいのある方の雇用促進と就労機会の確保に向け取り組みます。</p>
産業と福祉の連携強化	<p>関係機関や町内の農家と連携し、農福連携による施設外就労や一般就労に向けた実習等の取組を推進します。</p> <p>また、水福連携や商工会との連携など、各種産業と福祉の連携に向けた検討を行います。</p>

(3) 社会参加の促進

現状と課題

基本理念の「社会の一員として自立し成長できるまち」を実現するためには、住民一人ひとりが人として尊重され、社会・経済・文化活動などあらゆる分野の社会活動において参加や利便が配慮されていることが重要となります。また、障がいのある方に配慮したスポーツやレクリエーション等のイベントの実施、障がいのある方の作品の展示機会の創出など、社会活動参加の機会拡大のための支援なども必要となります。

八雲町では、障がいの有無にかかわらず一緒にスポーツに親しむ機会として、平成30年に4町地域連携推進事業「パラスポ運動会 in せたな」を開催するなど障がい者スポーツの理解を深める取組を実施しています。

また、障がいのある方が社会参加するために必要となる移動支援についても、タクシー料金助成券を交付することに加え、屋外での移動が困難な方を対象に個別移動支援と車両移動支援を行っています。

生涯学習講座では障がいの有無によって参加者を制限せず、だれもが自由意志に基づいて講座を受講できる態勢を整えています。しかし、実際に障がいのある方の参加事例がなく、実際に参加された際のフォローについて考えていく必要があります。

今後も、生涯学習やスポーツ・文化活動に参加しやすい環境の整備や機会の提供とともに、参加の妨げとなっているバリアを取り除いていくことが必要です。

①移動に関する支援

取組	取組の内容
福祉タクシー料金の助成	身体に障がいのある方等が社会参加や日常生活でタクシーを容易に利用できるよう、料金の一部を助成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方等に対し、外出のための支援を行うことで地域での自立生活と社会参加の促進に寄与します。

②コミュニケーションに関する支援

取組	取組の内容
朗読による情報提供の充実	視覚障がいのある方へのサービスの一つとして、広報紙を音声化したCDを希望者に提供。行政情報等を伝えることにより社会参加の促進を図ります。
FAX・電子メールの活用促進	聴覚障がいのある方など、障がいに応じたコミュニケーション手段を活用し、コミュニケーションの確保に努めます。

③スポーツ・文化活動等の振興

取組	取組の内容
障がいのある方のスポーツの促進	健常者と障がいのある方が一緒に取り組む事ができるニュースポーツの体験や、障がい者スポーツの理解を深めるためにパラスポーツ選手と関わる機会の提供を関係機関と連携して開催し、障がい者スポーツへの理解を深める取組を行います。
レクリエーション活動・文化活動の促進	障がいの有無にかかわらず「いつでも どこでも だれでも生涯学習」の観点から、イベントや各種講座への参加促進に努めます。

3 共に支え合うまちづくりへの支援

(1) 権利擁護の推進

現状と課題

国では、障害者権利条約の締結に向けた法制度改正の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）を制定し、同法は平成28年4月から施行されています。

アンケート調査では、これまでに差別をされたと感じたことはあるかどうかで「ない」の回答が一番多い一方で「ある」の回答も17.8%あり、障がい理解が進んでいるように見える一方で、誤解や無理解に基づく差別や偏見が依然として少なくないことが伺えます。

今後、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要です。

①権利擁護の推進

取組	取組の内容
人権意識の高揚	関係機関や人権擁護委員等と連携し、広報紙やホームページを活用した広報啓発を行い、人権擁護委員による相談活動を支援します。 また、児童生徒の福祉教育等とあわせ人権を尊重する心を育む人権教育を行います
成年後見制度等の普及促進	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の成年後見制度の利用の促進を図るため、成年後見制度利用促進法に伴う中核機関の設置に向けた検討を進めます。 また、市民後見人等の育成に努めます。
投票方法の充実	選挙に関する情報提供に努めるとともに代理投票、郵便投票、点字投票等の制度の利用を促進します。
まちづくり参加の推進	八雲町自治基本条例に基づくまちづくりへの参加を促進します。 また、各種計画の策定プロセスにおいては、意見交換会の開催、アンケート調査など障がいのある方の意見をまちづくりに反映させる機会を今後も継続してつくります。

②差別及び虐待防止のための取組

取組	取組の内容
虐待防止の周知啓発	虐待の予防や早期発見、保護などを行う体制を整えるとともに、適切なアセスメントや支援ができる職員を育成します。 また、町民及び事業所向けの研修を開催し理解促進を図ります。
男女共同参画の促進	家庭、学校、地域、職場等での男女平等意識の高揚と様々な場面で男女共同参画を促進します。 また、町民向けのリーフレットを作成し、啓発活動にも努めます。
仕事と家庭生活の両立支援	仕事と子育てや高齢者、障がいのある方等の介護・看護等の両立に向け、関係機関・団体等と連携した支援を行います。

(2) 共に支え合うまちづくり

現状と課題

障がいのある方が、地域で住み続けていくためには、地域住民の理解や支援が重要です。

八雲町では、研修・啓発事業や広報紙・ホームページを活用した広報啓発等により、徐々に障がいへの理解が深まってきていると思われませんが、障がいのある方に対するアンケート結果からもわかるように、偏見や差別意識の完全な解消には至っていないのが現状です。

このような中、八雲町の人権教育の面では、各学校の学校経営要項に人権教育計画を掲載し、道徳や総合的な学習など、様々な教科の中で、互いの良さや違いを認め合い、自他を尊重する豊かな感性を育むとともに身近な人権問題について、自ら気づき、主体的に考え解決しようとする力を養う取組を実施しています。

また、近年は全国各地で風水害等の発生により、災害対策はすべての人にとって重要な関心事となっています。特に障がい特性のために災害発生時の避難や避難所での生活に支障のある障がい者は、障がいのない方よりも大きな不安を抱えていることが多く、障がいに配慮した防災対策が課題となっています。

今後、障がいのある方が地域で生活をしていくためにも、障がいのある方やその家族を支えるボランティア活動や住民団体への支援、防災への取組を行い、障がいのある方を地域で支えていく機運を高めていくことが大切です。

①理解と交流の促進

取組	取組の内容
ノーマライゼーションの推進	障がいの有無にかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現するためには、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと（心のバリアフリー）が必要です。今後も全町民を対象に理解促進講演会を開催し、「障がい」に対する理解・啓発を図ります。
「障害者週間」の周知啓発	障害者週間（毎年12月3～9日）について、広報紙やホームページを活用した広報啓発、ポスター掲示等を行います。

②福祉教育・福祉学習の推進

取組	取組の内容
学校教育における福祉教育の充実	お互いを正しく理解し、共に助け合い支え合って生きていくことの大切さを学び、豊かな人間性を育む教育を行います。また、コミュニティ・スクールの組織や取組の見直しの中で、思いやりや親切心などが町全体に広がるよう、高齢者・地域住民等と協働した福祉活動や福祉教育の実施を図ります。

取組	取組の内容
生涯学習における福祉教育の充実	ノーマライゼーション、共生社会、男女共同参画、仕事と生活の調和、地域福祉等に関わる学習・交流・体験機会等の拡充に努めるとともに、障がいのあるなしにかかわらず「いつでもどこでも だれでも生涯学習」を推進します。

③地域における福祉活動の推進

取組	取組の内容
交流機会の推進	町内の障がい者団体が隔年で参加する、渡島身体障害者福祉スポーツ大会へ参加支援を継続します。
ボランティアの育成と活動促進	ボランティア活動の核である社会福祉協議会が実施する各種活動を支援するとともに、関係機関・団体等と連携しながら、ボランティアやNPOの育成と組織化に取り組み、主体的活動の促進に努めます。
地域活動への障がいのある方の参加促進	障がい者団体等を通じて町外の行事などの情報を提供し、参加促進に努めます。 また、地域の祭りや町内会等の行事に障がいのある方が参加しやすい環境づくりを図るべく、理解促進・啓発を行っていきます。

④防災・防犯対策の推進

取組	取組の内容
避難行動要援護者対策の推進	八雲町地域防災計画及び災害時要援護者避難支援プランに基づき、災害時に自力で避難できない災害時要援護者の安全確保のため、町内会等の協力を得ながら、避難誘導等の防災体制の整備を図ります。
地域における防災体制の充実	消防等と連携して自主防災組織の役割や重要性を周知啓発し、地域での組織化と活動推進に努めます。 また、障がいのある方など避難困難者も含めた地域での避難訓練の取組を行います。
通信連絡体制の充実	防災行政無線システムやインターネット等を活用し、非常時に速やかに且つ確実に情報を伝達できる体制の充実を図ります。 また、病弱な一人暮らしの障がい者等に緊急通報用電話機を設置し、急病や災害等の事態に迅速に対応できる救援体制をとっていますが、今後も必要なケースへの対応に努めます。
防犯対策の充実	町内会や防犯組織等、関係機関が連携した防犯活動を促進し、広報紙や地域安全ニュース、交番・駐在所便りなどの広報活動の充実と自主防犯パトロール隊の自主活動を促進します。 また、障がい者等に対して犯罪や悪徳商法などに巻き込まれないための知識の普及に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

(1) 計画の普及・啓発

本計画の基本理念及び基本目標を実現するためには、計画を町民に広く周知し、意識の啓発を行っていくことが重要であることから、広報紙やホームページなどを活用して広報活動に努めます。

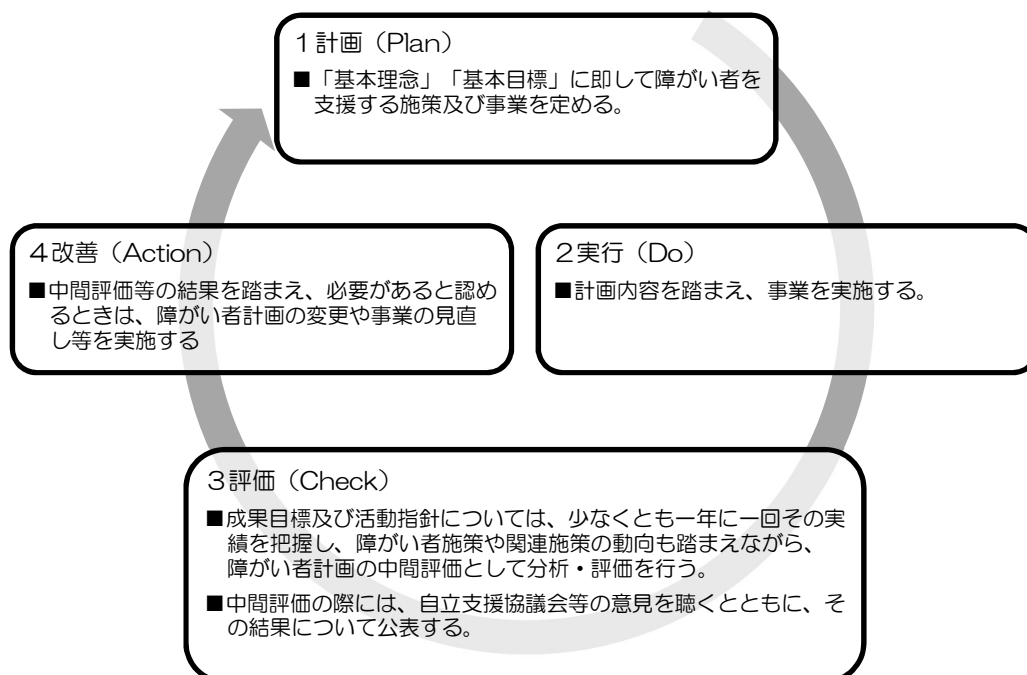
(2) 計画の推進体制

障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働など様々な分野を対象とするものであり、また、身近な地域での結び付きを強め、支え合う体制を整備するためには、各分野との連携が重要であることから、庁内関係課の連携はもとより、サービス提供事業者、障がい者団体、関係機関や広域の支援機関などとの連携強化に努めます。

(3) 計画の点検・推進体制（PDCAサイクルに沿った見直し）

基本理念に基づく目標を達成し、障がい者の生活を総合的に支えるため、この計画に定めた施策・事業について少なくとも年1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析・評価（中間評価）を行い、必要に応じて見直しを行うことにより支援体制整備の推進に努めます。

また、中間評価の際には、自立支援協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表していきます。



参考資料

1 計画策定経過

年月日	内 容
令和2年8月7日	第1回八雲町地域自立支援協議会（公開）
11月6日	第2回八雲町地域自立支援協議会（公開）
令和3年1月12日	第3回八雲町地域自立支援協議会（書面会議）

2 八雲町地域自立支援協議会委員名簿

任期 自：平成31年4月1日

至：令和3年3月31日

団体名等	団体等役職名	氏 名	備 考
八雲町町内会等連絡協議会	副 会 長	八 木 英 行	
八雲町民生委員協議会	会 長	能 代 常 男	会長
八雲町身体障害者福祉協会	会 長	佐 橋 忠 男	副会長
熊石身体障害者福祉協会	会 長	伊勢谷 久美子	
八雲町手をつなぐ育成会	会 長	千 葉 隆	
函館公共職業安定所八雲出張所	所 長	田 原 健 治	
北海道八雲養護学校	教 諭	中 川 恵	
国立病院機構八雲病院	理学療法室長	三 浦 利 彦	
八雲町社会福祉協議会	理 事	小 西 寿美子	
ヘルパーステーション 明かり(有)	代 表 取 締 役	浅 井 真由美	
社会福祉法人きずな会	きずなファーム 管 理 者	須 田 貴 之	
NPO法人やくも元気村	八雲シンフォニー サービス管理責任者	大 内 千 秋	
NPO法人エンジョイライフ	事 業 運 営 課 長	林 貴 之	
(株)北海道親育ち研究所	m a n a 施 設 長	羽二生 希	
八雲総合病院	地域医療連携課 在宅・入退院支援係長	吉 田 尚 教	
八雲町子ども発達支援センター	係 長	福 田 裕 子	

(敬称略)

3 八雲町地域自立支援協議会設置要綱

平成19年6月1日制定

(設 置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の基本指針に基づき、八雲町障害福祉計画（以下「計画」という。）の進行管理を行うとともに、障がいのある人の地域生活支援に関することについて協議するため、八雲町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(事 務 局)

第2条 協議会の事務局は、八雲町保健福祉課内に置く。

(事 業)

第3条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 計画の進捗状況の評価に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の障害福祉に係る相談支援ネットワークの構築に関すること。
- (4) その他この協議会の目的達成のため必要な事項。

(組 織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱した者をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療・保健関係者
- (3) 障がい者団体の関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 障害福祉に熱意のある団体の会員及び個人で、町長が委嘱する者

2 委員の任期は、2年とする。但し、初回の任期は平成19年7月25日から平成21年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会は、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員からの委任による代理出席は、本人とみなすものとする。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは、委員長の決するところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮ってこれを定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月25日から施行する。
- 2 この要綱の制定後の最初の協議会の招集は、第6条の規定にかかわらず、町長がこれを招集する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。



■■ 第4次八雲町障害者計画 ■■

令和3年度～令和8年度

〈発行日〉 令和3年3月
〈発行〉 北海道 八雲町